

令和6年度鎌倉市糖尿病重症化予防事業腎症予防型（複数単価契約）業務委託仕様書
後期高齢者医療保険分

概要

糖尿病性腎症により透析に移行する可能性が高い高齢者に対して重症化を予防する取り組みを行う。公益社団法人鎌倉市医師会（以下「鎌倉市医師会」という。）の医療機関（以下「主治医」という。）が対象者を選定し、糖尿病の療養指導が可能である鎌倉市医師会の医療機関において減塩指導を中心とした保健指導を実施する。また、鎌倉市医師会は複数の専門医による事業推進のための検討会を開催し、複数年にわたって対象者の経過及び事業効果を確認するとともに、主治医や保健指導実施者へ必要に応じ助言を行うものである。

1 目的

糖尿病性腎症の重症化及び透析への移行を防ぎ、対象者本人のQOLを維持するとともに、将来的な医療費の増大を防ぐことを目的とする。

2 対象者

本事業の対象者は、神奈川県後期高齢者医療制度被保険者かつ鎌倉市に住民登録している75歳から79歳の者及び65歳から74歳までの早期移行者（以下「被保険者」という。）のうち次の基準を全て満たす者とする。

(1) 2型糖尿病で受療中である

(2) eGFR 45ml/min/1.73m²未満、又は尿たん白（定性）が1+以上

これらの基準に該当しない者で、医師が必要と認めた者についても、鎌倉市との協議により対象とする。

なお、主治医による連携パス記載時に74歳で保健指導利用中に75歳になった者及び連携パス記載時に79歳で保健指導利用中に80歳になった者も対象とする。

3 契約期間

契約期間は、令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までとする。

4 実施内容

(1) 履行場所（以下「保健指導実施医療機関」という。）の確保

鎌倉市医師会において、糖尿病の療養指導が可能な管理栄養士がいる医療機関を募る。（指導者はCDEJ（日本糖尿病療養指導士）又はKLCDE（神奈川県糖尿病療養指導士）の資格を有することが望ましい。）

(2) 主治医の役割

ア 対象者の選定

主治医は、本事業の対象者基準に沿った対象者を選定する。その際、生化学検

査機関に参考資料1の書式により対象者の抽出を一部依頼してもよい。

イ 対象者への説明と同意

主治医は次の事項を説明し、対象者本人の同意を得るものとする。なお、糖尿病重症化予防事業腎症予防型連携パス（以下「連携パス」という。）（様式1）の氏名欄に対象者本人が自署することで、次の事項に同意したものとする。

(ア) 保健指導の目的と実施方法

(イ) 保健指導実施期間中も継続して主治医による治療を受けること

(ウ) 保健指導の利用は任意であり、途中で利用を中止することができること

(エ) 事業の目的の範囲内において関連機関（鎌倉市・主治医・保健指導実施医療機関・検討会等）で検査値等の個人情報共有・活用すること

(オ) 保健指導は対象者が被保険者であることを利用条件としているため、被保険者でなくなった場合は保健指導実施医療機関に申出るとともに保健指導は中止とすること。なお、対象者が入所や長期入院等の事情により、保健指導の利用が難しくなった場合も保健指導実施医療機関に申出るとともに保健指導は中止とすること

ウ 連携パスの記載

連携パスに対象者情報及び保健指導にあたっての指示内容を記載する。対象者の処方箋（お薬手帳）及び生化学検査データの写しがある場合は連携パスに添付する。記載した連携パスは写しをとり、原本を対象者に、写しを鎌倉市医師会に速やかに渡す。

エ 保健指導の予約

対象者の希望に合わせ、原則主治医が保健指導実施医療機関に保健指導の利用予約を行うものとする。生活習慣アンケート（様式2）及び食事記録（様式3）を配付し、保健指導当日に記入して持参するよう促す。

オ 保健指導継続期間中の診療

保健指導継続期間中も定期的な診療を継続する。主治医は保健指導実施医療機関が記載した連携パスの保健指導内容を確認し、署名又は押印をする。

最終の保健指導終了後の診療時に、生活習慣アンケート及び食事記録を対象者から回収する。

カ 保健指導終了後の検査

主治医は保健指導終了後から概ね1か月以内に臨床検査を実施し、結果を連携パスに記載して鎌倉市医師会に提供する。生化学検査データの写しがある場合は連携パスに添付する。対象者登録後は主治医によるクレアチニン（eGFR）及び尿たんぱくの定期的な検査が実施されることが望ましい。

キ 保健指導事後管理

対象者の経過を評価するため、保健指導終了時から5年間に渡って、検査結果等を鎌倉市糖尿病重症化予防事業腎症予防型経過連絡票（以下「経過連絡票」という）（様式4）を用い、連携パスの写しを添えて対象者の経過を検討会に連絡する。

1年目は6か月ごと（1・2回目）に、2年目以降は1年ごと（3～6回目）に行

う。

なお、保健指導終了後に 80 歳を過ぎた者も経過連絡の対象とする。

(3) 保健指導実施医療機関の役割

ア 保健指導の予約受付及び会場の確保

保健指導の予約受付及び会場の確保は各保健指導実施医療機関が行う。

イ 保健指導の実施

指導内容は、主治医の指示と併せ、生活習慣アンケート及び食事記録、その他必要な生活状況の聞き取りを元にアセスメントし、具体的な生活習慣改善方法を提案する。塩分制限を中心に（対象者によってカロリー制限、たんぱく制限及びカリウム制限等を含む）、調理法等の具体的かつ分かりやすいものとする。また、血糖コントロールと適正な体重の維持、フレイル予防につながるよう留意する。

保健指導の時間は 1 回あたり標準 30 分として対象者 1 人に対し 3 回実施する。初回の指導から最終の指導までの期間は 3 か月程度とする。

複数の指導者が指導を行う場合は、指導者間で指導方針等の情報共有を図る。最終の指導終了後、対象者に生活習慣アンケートの記載を促す。

ウ 連携パスの記載

保健指導実施医療機関は保健指導の内容を連携パスに記載する。最終の指導が終了した後、鎌倉市医師会に連携パスの写しを渡す。

エ 保健指導にかかる留意事項

- (ア) 保健指導実施時に必ず後期高齢者医療被保険者証を確認し、その時点で被保険者であることを確認すること。
- (イ) 主治医及び保健指導実施医療機関は必要に応じて（公社）日本糖尿病協会編の糖尿病連携手帳（以下「連携手帳」という。）を活用し情報の共有を図るものとする。なお、連携手帳は鎌倉市医師会が対象者に配付する。
- (ウ) 鎌倉市医師会は研修等を通じ保健指導実施者の資質の向上に努める。

(4) 検討会の役割

鎌倉市医師会は糖尿病専門医らによる事業の推進のための検討会（以下「検討会」という。）を開催し次の事項を行う。検討会は、「鎌倉市糖尿病重症化予防事業（国民健康保険分）」と同時に実施する。原則毎月 25 日頃までに開催すること。

ア 実施中の保健指導及び治療への助言

イ 保健指導終了時の評価及び今後の治療への助言

ウ 保健指導終了後の対象者の経過観察にかかる評価

エ 本事業の推進にかかる市及び主治医に対する助言

5 利用者負担

本事業における保健指導の対象者負担は無料とする。

6 保健指導実施医療機関における糖尿病に対する保険診療の制限

保健指導の継続期間中は、主治医が保健指導実施医療機関を兼ねる場合を除いて、保健指導実施医療機関における対象者への糖尿病に対する保険診療は原則行わないものとする。

7 事業の報告、請求及び委託料の支払い条件

鎌倉市医師会は鎌倉市に事業の進捗及び完了の報告を行い、鎌倉市は鎌倉市医師会に次の実施内容及び条件で委託料を支払う。

報告及び支払の時期について、下記の表(1)～(4)は検討会で保健指導実施後評価が終了した時点、また(5)は提出後に検討会での審査を経て、検討会実施月の月末までにそれぞれ提出する。

なお、(4)は「鎌倉市糖尿病重症化予防事業（国民健康保険分）」と2分の1ずつ按分して請求を行う。

実施内容	支払条件	報告様式	点検内容
(1) 対象者の情報提供	主治医が対象者を決定したものについて1人あたり1回情報提供料及び事務手数料を支払う。 情報提供は当年度内において1回までとする。	連携パス（写） （処方箋・生化学検査データの写しがあれば添付）	ア 対象者が事業の対象者基準に該当すること。 イ 被保険者であること（保険証の被保険者番号を確認し記載する）。 ウ 患者の同意（氏名欄への自署がある）があること。
(2) 保健指導の実施	対象者1人あたり保健指導実施回数に応じて支払う。 （原則1人3回）	連携パス（写） 生活習慣アンケート 食事記録	保健指導実施医療機関名、実施日時、アセスメント、目標、担当者名が記されていること。
(3) 保健指導継続にむけた管理（終了時の検査値の提供を含む）	保健指導終了時に検査値が提供されたものについて対象者1人につき1回支払う。	連携パス（写）	ア 保健指導実施報告欄に主治医の確認の署名（又は押印）があること。 イ 検査結果には検査日、HbA1c及びeGFRの値が記されていること。
(4) 検討会の実施	検討会の開催ごとに、出席した医師の人数に応じて1回分を支払う。	検討会実施報告書	開催日時、出席した医師の人数、医師名が記されていること。
		連携パス（写）	医師名及び検討結果が記されていること。

(5) 保健指導 事後管理	保健指導終了後に検討会に検査値が提供されたものについて、対象者1人につき年度内に2回まで支払う。	経過連絡票 (写)	検査日、HbA1c 及び eGFR の値が記されていること。
------------------	--	--------------	--------------------------------

8 被保険者でなくなったことに伴う利用中止

保健指導を開始した対象者が被保険者でなくなった場合には、それ以降の保健指導は中止するものとする。

鎌倉市が対象者からの申出等により被保険者でなくなったことを把握した場合は、主治医及び保健指導実施医療機関に保健指導を中止する旨の連絡を行う。また、主治医及び保健指導実施医療機関に対象者から被保険者でなくなったとの申出があった場合は、その旨を速やかに鎌倉市に連絡する。

9 対象者の都合による中止・脱落の取扱

(1) 対象者からプログラム中止の申出があった場合は保健指導を中止する。ただし、本事業の目的から、被保険者でなくなった場合によるものを除いて、保健指導実施医療機関及び主治医は可能な範囲で中止理由の確認や保健指導の継続奨励をするよう努める。

(2) 対象者から中止の申出がなく、対象者の都合により規定回数を実施できない場合は、保健指導実施医療機関が次の期日をもって保健指導の脱落を判断する。

期日：保健指導開始後4か月が経過した日、又は直近で保健指導を実施した日から2か月が経過した日。

10 保健指導を中止・脱落した場合の報告・支払

保健指導を中止した場合、保健指導実施医療機関はその旨を中止・脱落する前の連携パスの写しに明記して鎌倉市医師会に提出し、検討会における確認を経て鎌倉市に報告する。鎌倉市は保健指導を実施した回数に応じて保健指導料を支払う。

11 当年度中に保健指導終了後の評価が完了しない場合の保健指導の報告・支払について

令和7年（2025年）3月31日までに保健指導が終了しない場合、保健指導実施医療機関は3月31日までに実施した結果を鎌倉市に報告し、鎌倉市は実施回数に応じて支払う。未実施分は次年度の契約内容に従うものとする。

12 注意事項

(1) 本事業は、糖尿病性腎症重症化予防プログラム及び神奈川県糖尿病対策推進プログラムに対応し実施するものであり、鎌倉市及び鎌倉市医師会は同プログラム

との整合性に留意しながら保健指導を実施するよう努めるものとする。

- (2) 個人情報の保護に関する内部規定などの資料を必ず用意するなど、鎌倉市個人情報取扱事務委託基準を遵守すること。
- (3) その他本業務に関する事項は、鎌倉市市民健康課と協議し実施すること。